

## 宮城県シニアソフトボール連盟規約

### 第1章 名称及び事務所

第1条 この団体は、宮城県シニアソフトボール連盟(以下「本連盟」という)と称し事務所を会長宅に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本連盟は、各協会及び関係機関と連絡を密にし、スポーツを通じて健康保持増進に努め、愛好者同士の技量の向上と親睦の輪を広め、長寿社会における生きがいづくりを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 加盟チームとの親善交流試合の開催と技術の向上。
2. 地区のソフトボール大会の共催及び後援。
3. 各種大会の共催及び後援。
4. 全国健康福祉祭出場代表チームの選考と推薦。
5. 本連盟登録選手のうち、当該年度68歳に達する者以上チーム(以下「古希部」という)に対する支援・協力。
6. 次期世代の育成並びに普及と啓蒙。
7. その他目的達成に必要な事業。

### 第3章 組織

(構成)

第4条 本連盟は、本規約等に賛同するチームによって構成する。

(加盟及び登録)

第5条 本連盟の加盟及び登録は次の通りとする。

1. 本連盟に加盟を希望するチーム(「古希部」「ジョイフル部」を含む)は、会長に本連盟所定の加盟申込書を提出しなければならない。
2. 加盟申込を受けた時は、役員会で審議を行い加盟の可否を決定する。
3. 加盟を認められたチームは、入会金を本連盟に納入しなければならない。
4. 加盟チームは、理事1名及び代議員1名を選出し本連盟に届けなければならない。
5. 本連盟の年度登録は、総会時とし、所定の様式で届けなければならない。なお、選手登録変更等は、連盟に連絡をし、HP掲載後可能とする。
6. 女性の登録を認める。
7. 各種要項内容の変更は、役員会及び理事会で協議の上、過半数の決議で決めることが出来る。年度要項に記載。

(脱会)

第6条 加盟チームは、次の各項に該当したときは脱会する。

1. 会長に脱会届けを提出したとき。
2. チームを解散したとき。
3. 年度会費を納入しないとき。

(除名)

第7条 加盟チーム並びに登録会員が、本連盟の友情信頼を損なう言動があったとき又は、本連盟の目的に違反する行為があった時は、役員会で審議を行い除名処分とする。

第8条 前2条の規程に該当した場合、既納の経費は返還しない。

#### 第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名、運営部長1名、古希部長1名、審判部長1名、事務局長1名、副事務局長1名、財務局長1名、副財務局長1名、広報部長1名、ジョイフル部長1名(2024年度から)、監事2名とする。
2. 必要に応じて、運営部長及び古希部長並びに審判部長の下に若干名の副部長を置くことができる。
3. 役員は、総会において選出される。
4. 過去に選手登録経験者は、選手登録をしない場合でも、役員候補になる事ができる。
5. 役員の推薦は各チームから申告があれば望ましいが、定員に満たない場合、推薦の無いチームより抽選にて決定する。
6. 前役員と新役員候補者の会議により、新役員の配置を決め、総会時迄に提案する。

(任務及び任期)

第10条 役員の仕事及び任期は次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、本連盟の事業の執行にあたる。
4. 事務局長は、会長の命を受けた会務を執行する。
5. 財務局長は、本連盟の財務事務にあたる。
6. 広報部長は、本連盟の広報事務にあたる。
7. 副理事長・副事務局長・副財務局長は、それぞれの長を補佐し、長に事故あるときは、その職務を代行する。
8. 運営部長及び古希部長並びに審判部長は、理事長の下でそれぞれの事業及び円滑な試合の運営にあたる。
9. 副運営部長及び副古希部長並びに副審判部長は、それぞれの長を補佐し、長に事故あるときは、その職務を代行する。
10. 監事は、本連盟の会計監査を行う。
11. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第11条 本連盟に名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。

ただし、任期は委嘱した会長の任期満了とともに終了する。

1. 会長は、役員会に諮り名誉会長、顧問、参与を委嘱する。
2. 名誉会長は、重要事項について、会長に意見を述べることができる。
3. 顧問は、会長及び副会長であった者の中から委嘱し、会長の諮問に応ずる。
4. 参与は、本連盟の事業運営に関して功績のあった者の中から委嘱し、会長の諮問に応ずる。

## 第5章 会 議

(総会)

第12条 総会は、理事・代議員を持って構成し、毎年1回開催する。

1. 総会は、本連盟の最高機関で、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正。
  - (2) 役員選出。
  - (3) 事業計画と予算。
  - (4) 事業報告と収支決算。
  - (5) その他本連盟の運営上、特に重要な事項。
2. 総会は、理事・代議員の2分の1の出席を持って成立する。
3. 臨時の総会は、会長又は理事長が必要と認めた場合に開催する。
4. 総会の議長は、出席者の中から選出する。
5. 運営事項案件で、役員会を経て理事会にて審議採決事項は、総会決議に準ずる。

(役員会)

第13条 役員会の構成及び審議事項は、次の通りとする。

1. 役員会の構成。  
構成は、各部長以上並びに副事務局長、副財務局長として、その他の役員については、必要に応じて出席を求めることができる。
2. 役員会の審議事項
  - (1) 総会への提案事項。
  - (2) 本連盟主催の事業の運営方針の決定。
  - (3) その他役員会が必要な事項。

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

1. 本連盟主催の事業の執行に関すること。
2. その他理事会が必要な事項。

(監事会)

第15条 監事会は、監事による本連盟の会計監査を行う。

(会議の議長)

第16条 総会以外の会議の議長は、会長が行う。

(会議の招集)

第17条 会議の招集は、会長が行う。

(会議の議事)

第18条 全ての会議の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は議長が決する。

## 第6章 表 彰

第19条 本連盟の発展に寄与し、その功績が大である模範登録会員を表彰する。表彰は、別に定める基準により役員会で審議し、本連盟総会時に行う。

## 第7章 財 務

(会計)

第20条 本連盟の経費は、次のとおりとする。

- |                       |                |                      |
|-----------------------|----------------|----------------------|
| 1. 年会費                | (1) シニア登録チーム   | 40,000 円             |
|                       | (2) 古希登録チーム    | 10,000 円             |
|                       | (3) ジョイフル登録チーム | 10,000 円(2024年度から適用) |
|                       | (4) シニア女性単独チーム | 20,000 円             |
| 2. 入会金                | シニア新規加盟チーム     | 10,000 円             |
| 3. 寄付・その他             |                |                      |
| 4. 年会費の納付は、本連盟総会時とする。 |                |                      |

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(旅費規程)

第22条 本連盟の事業運営に伴う会議・出張等で役員会が必要と認めた場合は、旅費・日当を支払う。但し、費用の精算は次の通りとする。

1. 宿泊費：実費精算とする。
2. 交通費：実費精算とする。  
但し自家用車使用の場合は、1 Km 当り 15 円で走行距離精算とする。  
なお、高速料金については、必要に応じて支払うことができる。
3. 日当：1,000 円とする。

## 第8章 弔 慰

第23条 会員に弔慰事案が生じた場合は、別に定める基準による。

## 第9章 補 則

(規程等の制定)

第24条 本連盟に定めない規程については、役員会において協議の上、会長が別に定める。

第25条 本規約は、平成10年2月14日より施行する。

- |      |            |
|------|------------|
| 1部改正 | 平成12年3月5日  |
| 1部改正 | 平成13年3月4日  |
| 1部改正 | 平成14年2月20日 |
| 1部改正 | 平成16年2月25日 |
| 1部改正 | 平成18年2月24日 |
| 1部改正 | 平成20年2月22日 |
| 1部改正 | 平成22年2月19日 |
| 1部改正 | 平成23年1月28日 |
| 1部改正 | 平成24年2月17日 |
| 1部改正 | 平成26年2月20日 |
| 1部改正 | 平成27年2月19日 |
| 1部改正 | 平成29年2月22日 |
| 1部改正 | 平成30年2月21日 |
| 1部改正 | 令和2年2月20日  |

- 1 部改正 令和 5 年 2 月 17 日
- 1 部改正 令和 6 年 2 月 15 日
- 1 部改正 令和 7 年 3 月 2 日
- 1 部改正 令和 8 年 2 月 21 日

- 考 慮
- 1. 備品管理に関するもの(保管)
  - 2. 大会運営に関するもの(要項)

### 宮城県シニアソフトボール連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県ソフトボール連盟規約（以下「規約」という）第 19 条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、会長が表彰状を授与又は感謝状を贈呈して行う。

(表彰基準等)

第3条 規約第 19 条の規定により被表彰者となる者の表彰基準は別表に定める表彰区分に応じた功績又は基準年数以上の者とする。

(表彰基準日)

第4条 表彰の基準日は毎年、1 月 1 日とする。

(表彰の内申)

第5条 本連盟の加盟チームの代表者は、第 2 条及び第 3 条により表彰することが適当と認められる者がある時は、その功績を調査し会長に内申することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(施工期日)

第7条 この規程は、平成 23 年 1 月 28 日から施行する。

別表（第 3 条関係）表彰基準

表彰区分	対 象	表彰基準
会 長 表 彰	本連盟の役員	6 年以上で連盟の発展に寄与し、功績大と認められる者
	加盟チームの役員等（代表者・理事・監督・審判員等という）	10 年以上で、連盟の発展に寄与し、功績大と認められる者
	登 録 会 員	・全国規模の大会等での活躍が顕著で連盟の発展に寄与し功績大と認められる者 ・チーム在籍 20 年以上若しくは 80 歳を超えてチームに貢献しているもの
会長感謝状	本連盟の事業に多大の協力をされた者	会長が認める者

※ 会長表彰は過去に於いて表彰受賞者の再受賞は行わない。

宮城県シニアソフトボール連盟 弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県シニアソフトボール連盟（以下「規約」という）第23条の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 適用範囲は、登録会員本人とする。

(弔慰基準)

第3条 弔慰基準は、別表に定める。

(施行期日)

第4条 この規程は、平成27年2月19日から施行する。

別表（第3条関係）弔慰基準

対象者	弔慰内容	弔電
歴代会長・現顧問	生花（2万円程度）	○
現参与・現役員		
現チーム代表者		
現一般会員	—	○

役職が重複しても、1件とする。